

Web総合口座規定

1. 通帳の不発行

普通預金・定期預金により総合口座（Web総合口座）を開設するにあたっては、「総合口座取引規定」、「定期預金共通規定集」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では預金者は必ずキャッシュカードの発行と＜ファースト＞プライベートWebを契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細等は＜ファースト＞プライベートWebの取引照会サービスにより、また定期預金の明細等については定期預金サービスにより確認するものとします。
- (2) 預金者が取引明細表の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (3) 窓口における払戻取引は原則、ATMの障害発生時、ATMのご利用限度額を超える引き出し、または＜ファースト＞プライベートWebにてお取扱できない場合に限ります。
- (4) 前項の場合において、窓口にて、普通預金の払戻をするときは、当行所定の普通預金払戻請求書（カード専用）に記名してください。定期預金の払戻をするときは、当行所定の定期預金払戻請求書に記名・捺印してください。あわせて普通預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を提出してください。
- (5) 前（1）から（3）の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出してください。

3. 特約の解約

＜ファースト＞プライベートWebが解約された場合、当行は預金者に通知することなく、第2条の特約は当然解約となります。当該特約が解約された場合は、解約日から総合口座取引規定が適用されますので、通帳の発行については、当行所定の書類を当店の窓口へ提出してください。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「総合口座取引規定」、「定期預金共通規定集」、「ファーストキャッシュカード規定」、「＜ファースト＞プライベートWeb利用規定」を準用するものとします。
- (2) 本規定、「総合口座取引規定」、「定期預金共通規定集」、「ファーストキャッシュカード規定」、「＜ファースト＞プライベートWeb利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。